

一親なき後も安心して暮らすために— 知的障がい者、 精神障がい者を支える 成年後見制度の活用法

このコーナーでは、全国で活躍している金融広報アドバイザーによる誌上セミナーを行います。今回のテーマは「知的障がい者および精神障がい者を支える成年後見制度の活用法」です。一般的に、高齢者が多い認知症の方とは環境や問題状況の異なる障がい者が、安心して暮らすための成年後見制度の支援内容について、今井一成アドバイザーにうかがいました。

第28回

講師：今井一成

長崎県金融広報アドバイザー

二つの制度で支援する 成年後見制度の概要^(注)

2000年に創設された成年後見制度は、精神上の障がいなどにより判断能力が不十分で法律行為に関する意

思決定が困難な方（以下、本人）の権利を守るために、後見人などの援助者が本人を法的に保護し支える制度です。主な支援内容は、不動産や預貯金などの管理を行う「財産管理」と、医療や福祉サービスの手続きなどを行う

【図表1】法定後見制度と任意後見制度の違い

	法定後見制度	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法的に支援。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の三つの制度がある	本人が十分な判断能力を有するときに、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務（本人の生活、療養看護および財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う
申立手続	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う	本人と任意後見人となる方との間で、本人の生活、療養看護および財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える任意後見契約を、公正証書により締結 ↓ 本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し任意後見監督人の選任の申立てを行う
申立てをできる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる方（※1）
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない
後見監督人等（※2）の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任	全件で選任

（※1）本人以外の方の申立てにより任意後見監督人の選任の審判をするには、本人の同意が必要。ただし、本人が意思を表示することができない場合は必要なし。

（※2）後見監督人等とは、法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見制度における任意後見監督人。

（出所）法務省民事局「成年後見制制度・成年後見登記制度」を基に作成

「身上保護」となります。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の二つの制度があります

【図表1】。法定後見制度では家庭裁判所が各申立てに応じて援助者（以下、成年後見人等）を選任します。成年後見人等の権限も基本的に法律で定められており、本人の判断能力の程度に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の三つの類型があります【図表2（次ページ）】。一方、任意後見制度では、本人が十分な判断能力を有するときに、あらかじめ援助者（以下、任意後見人）となる方やその権限を決められます。

「親なき後問題」の解決策として 成年後見制度が助けに

成年後見制度の支援対象者について、一般的には認知症の方のイメージが強く、高齢になってから利用する制度と思われがちですが、知的障がい者や精神障がい者（以下、障がい者）も支援対象となります。

厚生労働省資料「成年後見制度の現状（2022年8月）」によると、知的障がい者における64歳以下の割合は80%以上、精神障がい者でも60%以上となり、65歳以上がほとんどの認知症患者と比較すると、かなり若年層になります。そのため、成年後見制度を利

（注）詳細はくらし塾さんゆう塾vol.41「そこが知りたい！くらしの金融知識」をご参照ください。（2017年7月時点の情報です）。

https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/kurashijuku/pdf/201707/vol_041_006.pdf

【図表2】法定後見制度の仕組み

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをできる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、	市町村長など（※1）	
成年後見人等の同意が必要な行為	（※2）	民法13条1項所定の行為（※3）（※4）（※5）	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）（※1）（※3）（※5）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為（※2）	同上（※3）（※4）（※5）	同上（※3）（※5）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（※1）	同左（※1）

- （※1）本人以外の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じ。
 - （※2）成年被後見人が契約等の法律行為（日常生活に関する行為を除く）をした場合には、仮に成年後見人の同意があったとしても、後で取り消すことができる。
 - （※3）民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられている。
 - （※4）家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができる。
 - （※5）日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれる。
- （出所）法務省民事局「成年後見制制度・成年後見登記制度」を基に作成

用する場合、長期の後見になることが予想されます。また、認知症では「子どもが親の世話をする」というケースがほとんどですが、障がい者の場合の多くが「親が子どもの世話をする」という点も大きな違いです。それに伴い障がい者の親の多くは、自分がいなくなつた後、誰がどのように我が子を支えるのかという「親なき後問題」を抱

えています。住居の確保、消費者トラブルの回避、生活資金の管理など、我が子に関わるさまざまな不安を解決するためには、法的権限を使って支援してくれる援助者が必要であり、成年後見制度が大きな助けになると思われます。

例えば、預貯金の解約、福祉サービスの契約、遺産分割の協議などを行う

際、本人の判断能力が不十分でこれらの行為を行うのが難しい状況にある場合は、本人にとって不利益な結果を招く恐れがあります。また、障がい者は悪質業者のターゲットになりやすいなど、法的権限で保護し支える人が必要なのです。

障がい者が成年後見制度を利用しない三つの要因と解消方法

成年後見制度の利用者数は年々増加していますが、対象者数に占める利用者数の割合は、まだまだ低調です。この制度の利用を必要とする方が、何かしらの要因で利用しない、もしくは利用できないならば問題です。

成年後見制度を必要とする障がい者が、この制度を利用しない主な要因は、次の三つが考えられます。

要因① 制度を適切に理解していない

成年後見制度の仕組みや申立方法など、基本的な情報を知ることが大前提として、制度を適切に理解していないため利用しないというケースが見受けられます。この制度の利用における誤解の例をいくつか紹介します。

●自由に物が買えなくなる？

日常の買い物などは本人が自由に行えます。2016年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、利用促進法）」では、こ

の制度の基本理念の一つに「自己決定権の尊重」が挙げられ、本人が意思決定できる際は、その意思を尊重する方向に進んでいます。

●選挙権が無くなる？

2013年の法改正で、成年被後見人は選挙権・被選挙権を有するようになりました。

●資格を失う？

医師や税理士等の資格を失うなど、本人の権利を制限する規定がありましたが、2019年に削除されました。

成年後見制度についてわからないことがあれば、各市町村の地域包括支援センターや全国の社会福祉協議会、日本社会福祉士会などに相談しましょう。

●要因②報酬が負担

成年後見制度の利用に係る費用は、家庭裁判所への申立てに要する費用と、成年後見人等や監督人への報酬があります。申立ての費用は一時的なものです。報酬は後見開始後、毎月発生します。報酬額は、成年後見人等や監督人の管理財産額や支援内容によって算定されます。基本報酬の目安として、成年後見人等は月額2万円（管理財産額1000万円以下）、監督人は月額1万円〜2万円（管理財産額5000万円以下）が公表されています。後見期間が長期になるうえに、収入が低い傾向にある障がい者が、報酬の負担を理由に

利用しないケースは少なくありません。

こうしたケースの方は、成年後見人等は必ずしも弁護士などの専門家である必要はないので、報酬を必要としない家族を成年後見人等の候補者として申し立てることを検討してはいかがでしょうか（選任されない場合もあります）。また、収入や資産が十分に無い方は、成年後見制度利用支援事業の利用を検討してみてください。成年後見制度が有用であると認められた障がい者が、経済的理由によって利用が困難な場合、申立費用や報酬の全額または一部を補助してくれます。支援対象者や補助金額など具体的な内容や要件は、各市町村によって異なるため、お住まいの自治体に相談してみましょう（窓口は自治体ごとに異なります）。

要因③知らない人に任せたくない

大切に世話をしてきた我が子を、他人に任せることに抵抗があるのは、親心として当然です。私個人としては、可能な限り近親者が後見人になるべきと考えています。本来、後見人には被後見人に対して、情愛を持つ人がふさわしいからです。

本人に判断能力がある場合、任意後見制度を利用することで、家族など任せたい人を後見人にできます。障がい者が未成年であれば、判断能力が無くても親が親権を使って任意後見契約を結

ぶことが可能です。ただし、任意後見人は慎重に選びましょう。信用ができるだけでなく、後見についてある程度の知識を持っている、もしくは持つ意欲がある方がよいと思います。また、任意後見人には取消権や同意権が無いため、消費者トラブルや借金トラブルが起きても、契約を取り消せないことも知っておきましょう。任意後見契約について相談したい場合は、日本公証人連合会や全国の公証役場へ問い合わせてください。

利用促進法の施行後、申立ての候補者や親族が、成年後見人等に選ばれやすくなっています。私が請け負っている後見で、身上保護は親が行い、法的事務を専門家である私が行う「複数後見」があります。他人に任せたくない子ども世話を身の上保護は親が行い、財産管理などは専門家に任せられた方が効率が良い場合もあるため、後見方法の選択肢の一つとして覚えておくとういでしょう。

第二期成年後見制度 利用促進基本計画で さらなる改善を期待

成年後見制度利用促進基本計画は、利用促進法に基づき、全国どの地域でも成年後見制度を必要とする人が、安心して利用できる体制をめざして策定されました。基本的な考え方は一

域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」です。2022年度から2026年度まで第二期の計画が推進されています。

主な施策を紹介します。

■被後見人の意思決定支援の浸透

本人の意思を尊重し、本人らしい生活を継続するために、成年後見制度の運用改善と権利擁護支援策の総合的な充実を図ります。もともと大切で、中心的な意味合いを持つ施策です。

■適切な後見人等の選任・交代の推進

意思決定支援の浸透を踏まえて、本人にとって適切な後見人の選任や、状況に応じた後見人のスムーズな交代を実現します。

後見準備は時間的にも 精神的にも余裕がある間に

障がい者の後見は、「親がいなくなったら後と同じように安心して暮らせるために、何が必要か」を、親や家族がどれだけ具体的に考えられるかが重要です。そのためには、親が年老いてから

ではなく、時間的にも精神的にも余裕がある早い時期に、後見についての情報を収集して検討し、家族でしっかり話し合う必要があります。これまで頑張ってつないできた子どもの幸せを、親がいなくなった後もしっかりとつないでいくために、成年後見制度を上手に活用してほしいと願います。

今井一成（いまい・かずなり）



2009年弁護士登録。長崎県弁護士会所属。日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員、九州弁護士会連合会高齢者障がい者の支援に関する連絡協議会委員。通常の訴訟業務のほか、弁護士として高齢者・障がい者の成年後見人等を複数務めている。成年後見業務においては、本人の保護に加えて本人意思の実現支援を重視し、成年被後見人等の「真の幸せ」の実現をめざしている。

の 回 今 ま

★成年後見制度は「親なき後問題」を解決する大きな助けに。

★制度を利用しない要因は「制度の理解不足」、「報酬負担」、「他人に任せたくない」。

★後見準備は時間的・精神的に余裕があるうちに。